

各支給認定保護者 様

志和池さくらんぼこども園 園長

令和3年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領について（通知）

令和3年度、本園が保護者に代わり受領した施設型給付費(法定代理受領といいます)の額を別紙のとおり通知します。この額は、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じ、副食費（免除対象者のみ）を加えた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

施設型給付費及び法定代理受領については、別紙の説明資料を御参照ください。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」といいます。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合も含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績を御報告するものです。

（あくまでも、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。）

【別紙】

令和3年度 公定価格表

1号認定

(単位：円)

	4・5歳児	3歳児	満3歳児(2歳児)
4月	174,650	190,160	-
5月	173,910	189,420	236,130
6月	173,910	189,420	236,130
7月	173,250	188,760	235,470
8月	173,250	188,760	235,470
9月	173,250	188,760	235,470
10月	173,250	188,760	235,470
11月	173,250	188,760	235,470
12月	173,250	188,760	235,470
1月	173,250	188,760	235,470
2月	173,250	188,760	235,470
3月	183,650	199,160	245,870

2、3号認定

(単位：円)

	4・5歳児		3歳児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
4月	91,060	80,650	106,100	95,690
5月	90,880	80,470	105,920	95,510
6月	90,880	80,470	105,920	95,510
7月	90,690	80,280	105,730	95,320
8月	90,610	80,200	105,650	95,240
9月	90,540	80,130	105,580	95,170
10月	90,540	80,130	105,580	95,170
11月	90,540	80,130	105,580	95,170
12月	90,380	79,970	105,420	95,010
1月	90,380	79,970	105,420	95,010
2月	90,320	79,910	105,360	94,950
3月	110,160	99,750	125,200	114,790

2、3号認定

(単位：円)

	1・2歳児		乳児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
4月	144,690	134,280	220,850	210,440
5月	144,510	134,100	220,670	210,260
6月	144,510	134,100	220,670	210,260
7月	144,320	133,910	220,480	210,070
8月	144,240	133,830	220,400	209,990
9月	144,170	133,760	220,330	209,920
10月	144,170	133,760	220,330	209,920
11月	144,170	133,760	220,330	209,920
12月	144,010	133,600	220,170	209,760
1月	144,010	133,600	220,170	209,760
2月	143,950	133,540	220,110	209,700
3月	163,790	153,380	239,950	229,540